

議 事 日 程 (第2号)

令和5年9月7日(木曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第2号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第3号 令和4年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第4号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第5号 令和4年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第6号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	村雲修	保健福祉課長	安江修治
保健福祉課長	桂川のぞみ	診療所事務局長	安江輝彦
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	居石浩之
-------------	------

◎開議の宣告

○議長（今井美道君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男君、3番 安江健二君を指名します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第2、認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前9時34分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程中の認定第1号から認定第7号までの7件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全協質疑を通じまして、いろんな議論の中、特に商工振興と、それからコロナ等で落ち込みました消費者の消費行動でありますとか、そういうことに対して決算資料の中により分かりやすく出た表現としては、とにかく商品券というものが間にアイテムとして存在しておりまして、それにつきましては行政の気持ちでありますとか、商工業者、商工会の気持ちでありますとか、そして消費者、要は住民である人たちの思いが一つのアイテムのところに結集した形で決算書のほうに表れておりました。

それで全協質疑の中でも質問したわけですが、今後この商品券というもの、このアイテムをどうやって村の消費者の応援、そして商工業者の応援、それで村を支えるのは村民だけでは不十分である、それはもうよく村長おっしゃっているように、村外者の応援をある程度いただかないと村が成り立たない現状であるということは、以前一般質問の折に、イベントをやるのは、何でそんなにイベントに金かけるんやというときに、やはり村外者というものに対しても一定の理解を村が示していかないとこの村が成り立たんであろうという答弁がございましたように、今回も全協質疑の中で、村を支える消費行動は決して村の中の消費者の総数だけでは成り立たなから、村外の人に対する一定の税金のサービスもやむないという答弁を何回もいただいております。

今回は商品券についての質問をする予定ではございますけれども、フォレストスタイルみたいな事業におきましても同じような答弁をいただいておりますので、この質問におきましては、商品券というものを使った今後の消費行動の支え、それから商工業者を支える、そして先ほど言ったように村外者と村の人をどうつなぎ止めていくか、どのようにこの商品券というものを扱っていくかについての御説明をぜひともいただきたいと思っております。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地元の商工業の支援、これは非常に村にとっては重要なことございまして、先ほど答弁しましたように、地元で事業体が残ることによって、全体の東白川村で暮らしていける環境を整えていくということが行政に課せられた使命でもあるので、一生懸命応援をさせていただいておりますし、これからもしていきたいと思っております。

ただ、節目節目、あるいはその内容を精査していく中で不合理なことも起きてくる場面場面があるかというふうに思っておりますので、これは真摯に話し合ってみ直していきたいかなというふうに思っております。つちのこ商品券、それからつちのこむらメンバーズカードによる住民の生活支援、そして地元の商工業者支援、これは継続して行ってまいりたいと思っております。

現在私の考えるところで、つちのこ商品券の課題としてあった、例えば1,000円しかないから500円で使えなくなったというのも、これも実はコロナのときに500円券を作ってもらうように印刷費等も補助できましたので、大変使いやすいものになっています。

もう一点、商工会に職員を4人配置しないと事務局所が設置できないといった課題が今あるわけなんですけど、このつちのこ商品券を事務として扱っていただくために、人件費補助としてかなりの金額を出すことによって商工会の職員数を維持しておるというのも一面あって、事務局も設置ができておる。そういうことも、これは直接狙ったわけではないですが、私としては頭の中に入れて商品券事業をしっかりと続けていってくださいよということで、お願いをしております。

今年の当初予算にプレミアムがなかったために、もう村を応援してくれんやないのかというようになちよっと短絡的な反応が出たのは非常に残念でして、すぐ担当を呼んで誤解を解いてこいと。解いて、しっかり支援していくので予算はこれからだということも説明したら納得をさせていただいて、

今年の夏のお盆商戦についても商品券は割と早めに売れたというようなことも聞いてございます。

引き続き、つちのこ商品券、そしてメンバーズカードも同じような仕組みで運営をしながら、地元の業者さんが生き残っている、そういった体制に対する支援を、これは議会の御協力もいただきながら強力にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

日頃は高齢者の保健事業また介護事業に大変な御尽力をいただいておりますことに関しましては大変感謝をいたしております。

全員協議会でもお話をいたしましたように、村内の今高齢者数920人ということで、特に65歳以上を過ぎると目また歯、また耳のほうも遠くなっていくということで、目や歯に関しては本人も気づくことはできやすいですけれども、耳に関しましては現在特定健診や健康まつりなども行っているだけでございますけれども、なかなか本人が納得するような状況にはない。耳の遠くなってきた方は家族との会話も少なくなりますし、人との関わりもやはりおっくうになってくるということで、大変ではございますけれども、見守り訪問などを通じて実態をぜひ把握していただいて、必要な支援につなげていっていただけることをお願いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

保健福祉課課長 桂川のぞみ君。

○保健福祉課課長（桂川のぞみ君）

年を重ねましても五感がしっかりしているということは、健康寿命といいますか元気に暮らしていただける、やっぱり一番大事なところだと思います。そこを支えるための施策ですとか相談、それから見守り、そういったことについてはこれからも力を入れていきたいというふうに思っております。

また、議員御指摘の耳の聞こえの部分、難聴については、補聴器に関して、あるいはその聞こえを補助するようなことに関して、まだまだ皆さんの知識不足、あるいはこちらからの働きかけ不足というのがありますので、今回、先日の8月の講演会をきっかけに中部医療の先生ともつながりができましたので、そういったお医者さんの助けも借りながら、相談ですとか、それから健診ですとか、あるいはその見守り活動に生かしていけるようなものですとか、そういったことを今後考えていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

耳が聞こえなくなることで、人との関わり、やはり少なくなりますので、また認知症になるリスクも非常に高いという話でございますので、補聴器をつけることでこれまでのような日常をぜひ取り戻していただいて、今後も健康で楽しい生活を村民の方が送れるように、また御努力いただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長（今井美道君）

保健福祉課課長 桂川のぞみ君。

○保健福祉課課長（桂川のぞみ君）

議員御指摘のように、これからぜひ積極的に考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

決算審査意見書の中の一番最後のページのところに、職員が公金、団体資金を含めた現金を扱う機会があるようですが、複数チェックを実施し、適正な取扱いを引き続き行われることを期待しておりますということで、これは実際にはこの現状では褒めている言葉です。

それについてどうこう言うつもりではなくて、やっぱり他の町村でありますとか、それから他のいろんな団体の中でたまに起きる問題が、実は起きています。

じゃあ、村としてはこれを防ぐ何かしらの予防策というのが今あるのかなのか、それから予防策をどうしているか、現状をお答え願えればと思います。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

団体の皆様のお金を扱ったり、公金でも現金を扱ったりすることは間々ございます。

それで毎年1月辺りに、毎年職員向けにまず調査をしております、その調査の結果として第三者の監査が行われているかどうかをチェックさせてもらっております。それで、中には監査がない公金の団体のお金の扱いもございますので、この部分については担当課長で監査を行って、その結果を村長に報告するようにしております、これはもう既に3年目ぐらいになりますけれども、そうした対策を講じまして、他の自治体にありますような不祥事に至らないような、未然に防ぐ手立てを講じております。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

令和4年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めてから3年、いろいろな行事が中止になりました。帰省も旅行も自粛、集会も会議も中止。そんな中でも感染に恐れるばかりでなく、小さな村だからこそできる感染対策をしっかりとしながら、規模が小さくても夏祭り、秋フェスタ、お松さま祭りなどが開催できたことは村民に希望を与えました。

国からは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億35万4,000円が交付され、白川茶の販売促進やプレミアム商品券の販売、高齢者・子育て世代への商品券の配付など、村民の皆様のため有効に使うことができたことを高く評価いたします。

大きな財源であるふるさと納税事業、国民の皆様から村にたくさんのふるさと納税を期待するところですが、前年度より422万円ほど少なくなったとのことでした。総務省からの納税指定制度が厳しくなり、小さな村にとって返礼品競争が厳しくなったことは理解しますが、来年度はもう少し力を入れていただき、ふるさと納税を増やす対策、魅力ある返礼品を開拓する対策を期待いたします。

マイナンバーカードはなかなか交付率が上がらない中、令和3年10月より開始した出張申請受付サービスを行い、中間報告では県内3位となるすばらしい実績を収めました。マイナンバーカードについては現在いろいろとトラブル報告がありますが、村として対応がしっかりとできるよう、国の動向を把握して行ってください。

村の人口対策では、空き家の利活用の目標が12世帯に対し11世帯、23名の移住者が定住されるというすばらしい実績です。今後とも空き家の活用、村への移住希望者への対応等、力を入れていただくことを期待いたします。

学校教育では、小学校、中学校、全児童にタブレットの配置を完了し、ICT教育が小さな村に住んでいてもしっかりと受けられ、子供たちの教育に格差のない環境となりましたことを高く評価いたします。

最後に財政についてですが、財政健全化法の実質公債費比率は前年度より0.7ポイント上がり、14.8%でした。償還金の額の増加や交付税の減額が主な原因ではありますが、起債許可団体の基準となる18%を超えないよう努力をお願いいたします。

限られた予算の中、コロナ禍でなかなか動きが取りづらい中、村民目線で有効的な執行運営をされましたことに対しまして、村長をはじめ職員皆様の努力を尊重いたします。そして、さらなる事業の充実を期待し、令和4年度の決算認定の賛成討論といたします。

○議長（今井美道君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して採決します。

この表決は、起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和4年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井美道君）

日程第9、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

閉会中の継続審査について申し出たいと思います。

令和5年9月7日、東白川村議会議長 今井美道様。議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所轄事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定によって申し出ます。

1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、申し出たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井美道君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、申出の事項については、閉会中における継続調査とすること

に決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美道君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回東白川村議会定例会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員